

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会長 佐々木 浩二 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の
改正について (通知)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和 5 年 11 月 29 日内閣官房・公正取引委員会)等を踏まえ、今般、別紙 1 から 3 のとおり「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(平成 27 年 6 月 10 日付け健発 0610 第 5 号厚生労働省健康局長通知別添)を改正するとともに、別添 1 及び 2 のとおり関係省庁及び地方公共団体に通知しました。

貴協会におかれましても、改正後のガイドラインについて、会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- 別紙 1 : ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン改正概要資料
- 別紙 2 : ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン (改正後)
- 別紙 3 : ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン新旧対照表
- 別添 1 : 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について (令和 7 年 9 月 5 日付け厚生発 0905 第 8 号各省庁契約担当部局長あて健康・生活衛生局長通知)
- 別添 2 : 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について (令和 7 年 9 月 5 日付け厚生発 0905 第 9 号各都道府県知事及び各市区町村の長あて健康・生活衛生局長通知)